

障 福 号 外

平成 30 年 7 月 13 日

各障害福祉サービス事業者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

平成 30 年 4 月以降の同行援護の従業者等の取扱いについて

障がい福祉の推進につきまして、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

同行援護の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号) 等によって定められておりますが、当県での取扱いについて、別紙のとおり整理しましたので、お知らせします。

別紙

同行援護従業者等の取扱い(平成30年4月以降)

1 サービスを提供する者(従業者)の資格要件次の①②③のいずれかの者

① 同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者 ※1

(盲ろう者向け通訳・介助員については、H33年3月31日まで同研修を終了した者とみなす)

② 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者

(ア) 居宅介護の従業者要件※2を満たす者

(イ) 視覚障がいをもつ身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年(通算180日)以上従事した者

③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者

2 サービス提供責任者の資格要件次の①②のいずれかの者

① 次の(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修修了者・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年(通算540日)以上介護等の業務に従事した者

(イ) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)

② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者

※1 下記に掲げる研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとして取り扱う
ただし、視覚障がいをもつ身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接業務）に1
年（通算180日）以上従事した者に限る。

・ガイドヘルパー養成研修(視覚障害者課程)

ガイドヘルパー養成研修実施要領（平成9年5月23日付け障障第90号）に基づき、都道府
県・指定都市又は中核市が実施したもの

・視覚障害者移動介護従業者養成研修(平成23年9月末日までに取得した者)

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定め
るもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）第3号に掲げるもの

・視覚障害者外出介護従業者養成研修(平成18年9月末日までに取得した者)

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定め
るもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）第3号に掲げるもの

※2 居宅介護の従業者要件

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生
労働省告示第538号）」による（主な要件は次のとおり）

ア 介護福祉士

イ 実務者研修修了者

ウ 介護職員基礎研修修了者

エ 居宅介護従事者養成研修修了者

オ 居宅介護職員初任者研修修了者

カ 障害者居宅介護従事者基礎研修修了者